

締約国に関する情報 GH	ガ ー ナ 一 般 情 報	附属書 B 1 GH
国内官庁の名称	Registrar General's Department (Ghana) (登録長官部 (ガーナ))	
所在地	Opposite the Ghana Newsagency Building, Accra, Ghana	
郵便のあて名	P. O. Box 118, Accra, Ghana	
電話番号	(233-21) 666 469, 666 081, 664 691-3	
電子メール	info@rgd.gov.gh, ip@rgd.gov.gh	
インターネット	https://rgd.gov.gh/Patent.html	
ファクシミリ装置	(233-21) 662 043, 665 363, 667 609	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補正若しくは訂正、委任状若しくは譲渡証を含む差替用紙である場合のみ、送付の日から1か月以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL, Express Mail Service 又は Federal Expressの配達サービスを条件とする。	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	用意なし	
ガーナの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	ARIPO事務局, 登録長官部 (ガーナ) 又はWIPO国際事務局 国内官庁に問合せされたい	
ガーナが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護: 登録長官部 (ガーナ) ARIPO保護: ARIPO事務局	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内: 特許, 実用証 ARIPO: 特許, 実用新案 (実用新案は, ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に追加して求めることができる)	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である: <https://www.wipo.int/en/web/das>

G H	ガ ー ナ (続き)	G H
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するガーナの規定 (PCT第15条)	1992年特許法第19条(1)(PNDCL 305A)	
国際公開に基づく仮保護	<p>国内特許を目的とする指定の場合：</p> <p>1992年特許法第26条の規定により，国際出願を英語で行った場合には，特許前であるがPCT第21条に基づく国際公開の日後にされた行為について，同特許法第59条で規定する救済を請求することができる。国際出願を英語以外の言語で行った場合には，出願人が当該国際公開の英語への翻訳文を侵害者に送付し，更に侵害者がその翻訳文を受領した後にした侵害行為についてのみ，同特許法の規定を適用する。</p> <p>ARIPO特許を目的とする指定の場合：</p> <p>な し</p>	
ガーナが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ガーナが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は命令書で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	な し	
ARIPO特許については，附属書B 2のアフリカ広域知的財産機関（AP）を参照		